

えいこのうキング

《発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 就農・経営支援係
Tel 641-1212 内線 430

「農地中間管理事業」受け手募集について

1 応募方法

農用地等の借受け希望者の募集・受付は、山形市農協アグリセンター・山形農協各支店・営農センターの窓口で行います。申込書は農地中間管理機構（やまがた農業支援センター）のホームページ（<http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>）からダウンロードまたは、各受付窓口にありますので、所定の事項を記入の上、ご提出ください。

2 募集期間

令和5年2月28日（火）まで

3 募集区域

募集の対象となる区域は、「全域」です。
借受け希望区域が他市町村の場合は、当該市町村に申込みしてください。

4 申込みにあたっての留意点

応募いただいた場合、一部内容を、インターネット等で公表することになりますので、ご承諾いただく必要があります。詳しくは山形市農政課就農・経営支援係（下記）までお問い合わせください。



※昨年度まで応募した方については、再提出の必要はありません。

相談窓口・お問い合わせ先

- | | |
|----------------|------------------------------------------|
| ◎ 借受け希望募集について | 山形市農政課就農・経営支援係
Tel641-1212 内線 430 |
| ◎ その他総合的な事について | 山形市農業委員会事務局農地係
Tel641-1212 内線 775・776 |

（裏面もあります）

農地や施設を若手農業者へ引継ぎませんか？

新規就農で果樹を始める場合、木が生育し、収入を得られるようになるまで時間がかかります。農地もせっかく皆様が育てた農地を放置すると再び使えるようになるまで時間がかかります。また、昨今の社会情勢の影響で資材が高騰していることもあり、新規就農者が既存の施設を居ぬきで使えると非常にありがたいです。

そこで、新規就農者が規模縮小する農業者のみなさんから園地や施設をそのまま引き継ぐ形の就農を促進できないかと考えております。引き受け手は新規就農者に限らず、規模拡大をお考えの農業者方でも可能です。規模縮小を考えている方は、一度農政課にご相談いただければ幸いです。また、周囲の認定農業者以外の農業者の方にも、同様の内容をご周知いただけると幸いです。

【お問い合わせ】 山形市農政課 就農・経営支援係(内線430)

認定農業者連絡協議会で実施する研修事業について

山形市認定農業者連絡協議会では、会員の皆様が農業経営に対する様々な知識を習得し、各々の経営改善に活用し、継続的で安定的な経営体として確立することを目的として、毎年様々な研修事業を実施しています（スマート農業研修、パソコン研修会、等）

なお昨年度山形市青年農業士会ではオンラインで経営改善の進め方研修を行っております。

研修内容について要望（例：見学してみたい施設、話を聞いてみたいテーマ等）がある方は、ぜひご意見をお聞かせください。

要望はいつでも受け付けておりますので、農政課就農・経営支援係（内線430）へご連絡ください。

戦略農産物作付促進事業について

◆ 事業の概要

水田において、主食用米から戦略農産物の内「ねぎ」「さといも」「落花生」への転換を促し、本作化を進めることで、需要に応じた米生産を行うことを目的とした事業です。

◆ 支援内容

① 戦略農産物機械導入支援事業

「ねぎ」「さといも」「落花生」の生産に必要な機械の導入を支援します。但し、トラクター本体は除きます。

- ・トラクターアタッチメント（畝立て機など）・播種機・管理機・収穫機
- ・調整機械（皮むき機、切断機）など

該当機械が不明な場合は、お電話でお問い合わせください。

◎助成対象者 水田で10a以上戦略農産物の作付けを行う販売農家、法人（農事組合法人・株式会社・有限会社等）

◎助成単価 取得価格の3/10以内。千円未満は切り捨て。上限額375万円

② ねぎ作付け奨励金

転換直後は、土づくりが必要で収穫量も不安定なため、水田で「ねぎ」を新植した初年度に限り作付け奨励金を交付します。

◎助成対象者 10a以上の水田で、ねぎに転換を図った販売農家、法人。法人とは、農事組合法人・株式会社・有限会社等をいう。

◎助成対象水田 畦畔を除き合計10a以上で「ねぎ」を一筆全部に作付した水田。

◎作付奨励金の単価 ねぎに転換した水田面積10aあたり100,000円

◎助成方法 申請圃場の現地確認の際、ねぎの新植について確認し、秋に出荷販売を確認した上で、奨励金を交付します。

◆ その他

事業に要望される方は、下記連絡先までご連絡ください。要望が多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。

【お問合せ先】

山形市農政課営農改善係

Tel:023-641-1212 内線 433、434

FAX:023-641-1865

E-mail:nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

センシング技術導入事業について

【事業の概要】

水稻の生産コスト低減を図る手段として、ドローンを活用したリモートセンシングの実施や、ドローン操縦に必要な認定オペレーターの資格取得講習を受講する農業者に対し支援します。

【支援内容】

①センシング技術導入事業

- ・補助率等 2分の1以内の額
- ・対象経費 ドローンを活用したリモートセンシングによる撮影及び画像の評価・分析費用

※空撮を行うため、圃場周辺に障害物(樹木など)がないことや圃場がある程度まとまっている必要があります。

②認定オペレーター資格取得事業

- ・補助率等 10分の3以内の額
- ・対象経費 認定オペレーター資格取得講習に掛かる経費

※国土交通省ウェブサイト「無人航空機の講習及び管理団体一覧」に掲載されている団体の発行する資格が対象です。

【その他】

事業に要望される方は、下記連絡先までご連絡ください。
申し込み多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。

【お問合せ先】

山形市農政課営農改善係

TEL: 023-641-1212 内線 433、434

FAX: 023-641-1865

E-mail: nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

令和5年10月1日から

【消費税】インボイス制度が始まります！

令和5年10月1日以後、消費税に係る仕入税額控除の適用を受ける場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。

1 インボイス（適格請求書）とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

2 インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

(1) 売手側

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

(2) 買手側

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

3 適格請求書発行事業者としての登録について

適格請求書発行事業者となるには、税務署への登録が必要です。インボイス制度についての詳細は、国税庁のホームページに詳細が掲載してありますので、ご確認いただき、必要な場合はお手続きくださいますようお願いいたします。

【国税庁ホームページURL】

▶ インボイス制度公式サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

▶ 動画チャンネル 消費税インボイス制度特集

https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc

山形市農林部農政課農政企画係

641-1212（内429、437）

耕作放棄地解消支援事業をご活用ください

耕作放棄地の再生利用・支援策をお知らせいたします。

耕作放棄地を解消し営農を行う場合の支援策として、山形市耕作放棄地解消支援事業がございます。

取り組みを希望される場合は、下記によりご相談ください。

◎耕作放棄地解消支援事業について

○対象者及び対象農地は次のとおりです。

- ① 農業者若しくは農業者団体
- ② 次の全ての要件を満たす農地
 - ・ 山形市内
 - ・ 自己所有地以外
 - ・ 荒廃の程度が一定以上（解消事業費により判断されます。）
 - ・ 農業委員会の調査により、耕作放棄地と判断された農地

※詳しくは下記“本事業活用のポイント”をご覧ください。

○再生利用活動（耕作放棄地を再生し、利用する取り組み）

再生作業（障害物除去、土づくり、営農定着等。ただし、地目登記が「水田」の場合は、転作作物を作付けするものに限る。）

- ・ 荒廃の程度、再生に要した経費に応じ、10a当り、**3万円**又は**5万円**を補助します。

○本事業活用のポイント

- ・ 農地の貸借契約等により、土地所有者に代わり再生作業を行う方が対象となります。
※売買の場合は要相談
- ・ 再生作業を行うに当たり、再生費用が6万円/10a以上必要とする耕作放棄地であること。
- ・ その他の要件など詳細については、お問い合わせください。

◎相談について

令和4年度の事業として事前相談を受け付けいたします。

- ・ 相談期間 令和4年9月30日まで
- ・ 必要書類 地名地番、所在、面積等のわかるもの、見積書（参考）をご準備ください。



お問い合わせ

山形市役所 農政課 農政企画係

641-1212 (内429.437)